

# 【重要】 学術評議員更新制度について

学術評議員の更新制度が開始されます。

学術評議員の先生方には2019年2月1日から2月28日までに会員システム上で学術評議員の更新手続きをして頂く必要があります。手続きは1分程度で完了できます。速やかにお手続きをお願い致します。

\*更新されない場合は学術評議員の資格が停止し、役員選挙投票権などの学術評議員としての活動ができなくなります。

\*定年(65歳)を迎えた先生方は学術評議員の更新はできず、更新ボタンも表示されません。

実施期間 2019年2月1日(金)～2月28日(木)まで

※更新方法につきましては、病理学会ホームページより、ご確認下さい。 <http://pathology.or.jp/news/20181221info.pdf>